1　競争入札参加資格

(1)　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(2)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(3)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(4)　第２号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア　資本関係がある場合

次の(ｱ)又は(ｲ)に該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ）又は、(ｲ)について子会社の一方が会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）第２条第７項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ)　親会社（会社法第２条４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(ｲ)　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係がある場合

次の(ｱ)又は(ｲ)に該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ｱ)　一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ｲ)　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ　ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(5)　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(6)　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

(7)　防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除に関する誓約事項を確認のうえ、入札書に必ず誓約していること。

(8)　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者の参加は認めない。

(9)　入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

(10)　使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する「引取業」、「フロン類回収業」、「解体業」、及び「破砕業」のすべてを満たす者であること。

(11)　当該自動車の輸送を除き、再委託は認めない。自動車の輸送を再委託する場合に限り、入札時までに入札及び契約心得に従い、入札及び契約心得別紙様式第１６―１「再委託承認申請（届出）書」を提出し、契約担当官等の承認を受けるものとする。ただし再委託者として承認された者は、本入札に参加できない。また「再委託承認申請（届出）書」に中小受託事業者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、契約担当官等は再委託承認申請の承認に当たり、「再委託承認申請（届出）書」に記載された中小受託事業者に電話等により再委託の事実を確認し、確認ができなかった場合は承認しない。

(12)　下記の書類を令和８年10月28日（水）15時までに提出した者であること（ＦＡＸ、郵送、e-mail可）

ア　全省庁統一競争参加資格の資格審査結果通知書の写し

イ　引取業及びフロン類回収業登録通知書の写し

ウ　解体業及び破砕業許可書の写し

エ　再委託させる者は、再委託承認申請（届出）書

オ　自動車リサイクル法第３１条第１項に規定する全部再資源化の業務を実施する共同事業体（以下「受託共同事業体」という。）に所属する自動車リサイクル法第３１条第１項に規定する解体業者または破砕業者（以下「全部再資源化事業者」という。）であって、自らが受託共同事業体に属する事業者であり、受託共同事業体を構成する事業者の一覧を示す書類の写し

カ　自動車リサイクル法第３１条第１項に規定する全部再資源化により入札の公告日から過去３年間に１００台以上の自動車を処分した実績があり、入札開始前までに公告日から最近１００台分の全部再資源化によって処分した自動車の処理台数を示す書類の写し

(13)　過去の売払い車両の解体・破砕及び売払いにおける解体証明書又は破砕証明書が履行期限を超えて未提出でない者

(14)　現場の確認をしている者

2　現場確認の場所及び日時

場所：陸上自衛隊青森駐屯地

日時：令和８年10月８日（木）～令和８年10月23日（金）　※土日祝日除く

（事前に現場担当者に連絡し日時の調整をすること）

3　郵便入札受領期限

(1)　令和８年10月28日（水）15時まで、契約担当官の手元に届いたものに限り有効とする。また、郵便入札の際は、事前に担当に連絡するとともに、到着の有無を応札者の責において確認するものとする。

(2)　入札書を送付する場合は、件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印するものとする。

4　入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

5　落札決定方法

(1)　消費税抜きの総額にて落札を決定する。当隊所定の予定価格以上の最高価格の入札者を落札者とする。

(2)　落札となるべき入札をした者が２社以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。くじを引かない者がある場合は、入札事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

6　保証金

(1)　入札保証金：免除 但し、落札者が契約締結に応じない場合には、違約金として落札金額の１００分の５以上を徴収する。

(2)　契約保証金：免除 但し、契約者が契約不履行の場合には、違約金として契約金額の１００分の１０以上を徴収する。

7　入札の無効

(1)　第１項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

(2)　入札金額、代表者及び担当者氏名が判明し難いもの

(3)　第１項に示す入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(4)　その他入札に関する条件に違反した入札

8　契約書作成の要否

(1)　落札者は、落札決定後遅滞なく契約書を作成提出すること。

(2)　契約書に適用する特約条項は次に定めるとおりとする。

ア　基本契約条項

「駐屯地用標準契約書不用物品売払契約条項」

イ　特約条項

(ｱ)「談合等の不正行為に関する特約条項」

(ｲ)「暴力団排除に関する特約条項」

(ｳ)「売払い物品の解体に関する特約条項」

9　違約金等

(1)　自衛隊車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の１０パーセントに相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の１０パーセントに相当する金額の違約金を徴収する。

(2)　解体証明書及び破砕証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合、並びに、証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は、契約金額の１０パーセントに相当する金額の違約金を徴取する。

10　その他

(1)　電報・電話による入札は認めない。

(2)　入札日時に遅れた者の入札は認めない。

(3)　再度入札については、令和８年11月５日（木）10時に実施する。郵便入札については前日の15時までに契約担当官の手元に届いたものに限り有効とする。郵便入札者がない場合はその場で実施するので入札書の予備を持参すること。

(4)　代表権のない者の入札は無効となるので、代理人による入札の場合は、入札前に委任状を提出すること。

(5)　第１項に示す誓約事項は、会計隊で掲示する入札心得または、東北方面会計隊のホームページで確認すること。

(6) 入札書に「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を確認のうえ入札見積いたします。」と記載すること。

(7)　第１項に示す入札書に記載する誓約は、「当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合）は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」と記載すること。

(8) 代金の納付は、歳入徴収官の発行する納入告知書又は契約担当官の口頭告知により、指定された期日及び場所に納付するものとする。

(9)　売払物品の実質重量及び状態については、現物状況を優先する。

(10)　売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(11)　初度入札の際には、入札書に内訳書を添付すること。

(12)　入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。

(13)　駐車場は厚生センター駐車場を利用すること。

(14)　その他入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒038－0022　青森市浪館字近野45　陸上自衛隊青森駐屯地

陸上自衛隊青森駐屯地　第380会計隊契約班

ＴＥＬ　017－781－0161（内6351）　担当者　黒瀧

ＦＡＸ　017－782－4182

(15) 現場（物品）に関する問い合わせ

陸上自衛隊青森駐屯地　業務隊補給科

ＴＥＬ　017－781－0161（内6309）　担当者　堀越